

保薬第1307号  
平成21年10月6日

各市町村長 殿

山形県健康福祉部長  
(公印省略)

新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種事業の実施について

平素より、本県保健医療行政に多大なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標題のことについて、別添のとおり新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種事業実施要綱及び受託医療機関における新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種実施要領が定められましたのでお知らせいたしますとともに、事業の円滑な実施のため、相談業務及び広報について特段のご配慮をお願いいたします。

また、低所得者の負担軽減策及び相談体制について別添調査票により10月13日(火)までFAXまたはEメールで回答をお願いします。

問合せ先

保健薬務課 須藤、高橋

TEL 023-630-2314

FAX 023-632-8176

E-mail takahashikoich@pref.yamagata.jp

# 新型インフルエンザ(A/N1H1)ワクチン接種に係る市町村対応状況調査票

平成21年10月6日  
山形県健康福祉部

市町村名		
担当部課名	担当者氏名	電話番号 ( )
		F A X ( )

## I 新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種に係る実施方法等 について

1 今般のワクチン接種について低所得者等への接種費用負担軽減措置の実施をお考えですか  
(○で囲み、理由を御記載下さい。)

- 1) 実施する      2) 実施しない      3) 検討中 (検討の結果は、 月 日頃までわかります。)

選択の理由を御記載願います。 [ ]

\* 「実施する」を選択された場合は、以下の設問にご回答願います。  
「検討中」を選択された場合も現時点での検討状況に照らして、以下の設問にご回答願います。

2 負担軽減措置の対象はどのような方々ですか。(○で囲んでください。)

- 1) 生活保護世帯の者      2) 市町村民税非課税世帯の者(生活保護世帯の者を含む)  
3) その他の者(具体的には: )

3 負担軽減策措置の軽減額等の内容について(○で囲み、必要に応じて具体的に御記載下さい。)

- 1) 生活保護世帯を含む市町村民税非課税世帯の者の接種費用を全額免除する  
2) 生活保護世帯の者についてのみ接種費用全額を免除する  
3) 生活保護世帯の者は全額を、それ以外の市町村民税非課税世帯の者については一定程度免除する  
具体的には: [ ]

- 4) 市町村民税非課税世帯(含:生活保護世帯の者)以外についても免除する  
具体的には: [ ]

- 5) 上記1)~4)以外  
具体的には: [ ]

4 ワクチン接種場所の確保について貴市町村に所在する医療機関以外場所の利用をお考えですか。(○で囲んでください。)

- 1) 考えている(具体的には: 例) 自市の「市民保健センター」 )  
2) 考えていない  
3) 未定(検討中)

5 ワクチン接種について集団接種の実施についてお考えですか。(○で囲んでください。)

- 1) 考えている(具体的には: )  
2) 考えていない  
3) 未定(検討中)

## II 相談体制について

1 相談窓口の名称、住所 (名称) \_\_\_\_\_ (住所) 〒 \_\_\_\_\_

2 相談窓口の電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

3 相談窓口開設時間 \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

4 ワクチン接種関係ホームページのURL http://www. \_\_\_\_\_ (作成中のものでも可)

## 市町村の事務（概要）

### 1. 契約締結を希望する医療機関の取りまとめ

- ・ 郡市医師会からの受託医療機関リストを受領
- ・ 送付されたリストを精査し、管内の接種対象者数等から、医療機関の不足や偏在等がないか検討のうえ、リストの医療機関では不十分であると判断した場合、個別交渉し、当該医療機関から国との委託契約書の提出を受け、国（地方厚生局）へ送付
- ・ 上記リストを取りまとめ、一覧表を作成し、県に提示

### 2. 管内の計画的な接種

#### （1）費用負担軽減措置

- ・ 低所得者に対する負担軽減については、生活保護世帯の者及び市町村民税非課税世帯の者の接種費用全額（上限額とする）を免除
- ・ 実施にあたっては、負担軽減対象者に証明書等を発行し、受託医療機関と代理受領契約を締結した上で、原則として代理受領方式で市町村が医療機関に減免相当額を支払う
- ・ 契約医療機関以外で接種を受けた場合については、市町村の窓口で接種に係る領収書等の提示を求め、実費相当額の償還払いを行う

#### （2）接種場所の確保

- ・ 自院に勤務する医療従事者及び自院に入院又は通院する者以外の者（以下、「一般来院接種対象者」という。）に接種を行わない受託医療機関と、一般来院接種対象者に接種を行う受託医療機関（以下、「一般来院者接種医療機関」という。）の把握
- ・ 接種場所確保のため、必要に応じ、郡市医師会、管轄保健所、近隣の自治体、一般来院者接種医療機関と協議（特定の医療機関に集中しないよう、一般来院者接種医療機関ごと担当地区を割り当てることや、保健センター等、市町村が設置する施設等を活用し、一般来院者接種医療機関が当該施設において接種を行うこと等）
- ・ 新型インフルエンザワクチン接種者数について、受託医療機関から接種の翌月10日までに報告を受け、同月17日までに県に提出

### 3. 住民に対する相談及び広報の実施

#### （1）相談業務

- ・ 相談窓口を設置し、住民からの基本的な相談に対応
- ・ 受託医療機関が適切な相談を実施できるよう、接種費用（軽減措置の内容を含む）に係る情報を管内受託医療機関に提供

#### （2）広報

- ・ 住民に対し、広報紙、ホームページ等を利用して①優先接種対象者の範囲、②接種スケジュール、③必要書類（優先接種対象者の確認）、④接種場所（受託医療機関リスト）、⑤接種費用（含：負担軽減措置）、⑥有効性及び安全性の情報等、⑦その他、接種に必要な情報について周知
- ・ 受託医療機関に対し、接種費用（減免に関する情報を含む）に係る情報提供